

【2024年10月2日発行】

■■ 人事労務マガジン／定例第169号 ■■

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 「令和6年版 労働経済の分析」を公表しました
分析テーマは「人手不足への対応」
2. 外国人技能実習制度に関するセミナーと個別コンサルティングをオンラインで実施します
3. 10月1日(火)から最低賃金が順次改定されます
4. 配偶者手当の見直しや職務給導入等について解説します
5. 労働契約等解説セミナー2024 イベントを開催します
6. 職場のメンタルヘルス対策に関する研究プロジェクト(M-ORION Project)にご参加いただける企業を募集しています
7. 11月は「過労死等防止啓発月間」です
「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」を実施
8. 「中小企業退職金共済制度」のご案内
退職金による確かな未来づくりで会社をもっと元気に
9. 「ろうきょうオンラインセミナー」の参加者募集中
第2回:10月23日(水) 第3回:11月23日(祝) 開催
10. 「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」をオンラインで開催
10月、11月セミナー参加者募集中
11. 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です
12. 第62回技能五輪全国大会を開催します

青年技能者たちが「技」の日本一の座を競います

13. 建設業・ドライバーなどの時間外労働の上限規制が適用されています
「働き方改革」について、PR 動画やポータルサイトで情報発信中【再掲】
14. 「多様な正社員」制度の導入・改定をコンサルタントが無料でサポートします【再掲】
15. 事業主の皆さまへ 「『働き方改革』わが社の実践記録」を募集しています【再掲】
16. 今年度の「仕事と育児・介護の両立支援 全国の仕事と家庭の両立支援プランナーによる
個別支援が受けられます【再掲】

【トピック1】「令和6年版 労働経済の分析」を公表しました
分析テーマは「人手不足への対応」

厚生労働省は、9月6日に「令和6年版 労働経済の分析」(以下、「白書」)を公表しました。
今回の白書では、「人手不足への対応」をテーマとして分析を行いました。第Ⅰ部では、2023
年の雇用情勢や賃金、経済等の動きをまとめています。また、第Ⅱ部では、日本の人手不足の
動向やその背景を分析し、人手不足への対応に向けた方向性等を示しています。

ぜひ、ご一読ください。

■白書の主なポイント

・人手不足には、需要増加、労働時間短縮、サービス産業化の進展等が複合的に影響している。
今後も人口減少や高齢化が続くことが見込まれる中、2010 年代以降の人手不足は「長期か
つ粘着的」となっており、さらに、2023 年時点で、人手不足が相当に広い範囲の産業・職業
で生じている。

・こうした人手不足に対応するためには、労働生産性の向上に引き続き取り組んでいくとともに、
誰もが活躍できる社会の実現に向けて、女性、高齢者、外国人等の多様な人材が活躍でき
る職場づくりが重要である。さらに、介護や小売・サービス等の人手不足が深刻な分野におい
ては、離職率を下げるのが重要であり、賃金水準をはじめ労働環境、労働条件の整備・改善
が求められるほか、人手不足の程度に応じて、ICTの活用や機械化の対応も効果的である。

【白書に関する詳細はこちら】

「令和6年版 労働経済の分析」を公表します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43038.html

【トピック2】外国人技能実習制度に関するセミナーと個別コンサルティングをオンラインで実施します

法務省・厚生労働省が所管する外国人技能実習機構は、技能実習生を受け入れ中の監理団体や実習実施者の皆さま、現在、技能実習生の受け入れを検討中の皆さまを対象に、技能実習制度に対する理解を深めていただくため、セミナーと個別コンサルティングをオンラインで実施します。【事前申し込み制・参加無料】

【開催予定等】

1. 外国人技能実習生のための雇用環境改善促進セミナー

・開催日時:11月1日(金)、12月4日(水)

いずれの回も 14:30～16:30

・定員:各回先着 200 名

【詳細・申し込みはこちら】

外国人技能実習生のための雇用環境改善促進セミナー

<https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/33570/>

2. 外国人技能実習制度運用自主点検支援コンサルティング

監理団体および実習実施者向けに実施します。コンサルティングを受けたことを理由として、外国人技能実習機構の实地検査が行われることはありませんので、この機会にぜひご利用ください。

【詳細・申し込みはこちら】

外国人技能実習制度運用自主点検支援コンサルティング

<https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/34392/>

【お問い合わせ】

公益財団法人国際人材協力機構(JITCO)実習支援部業務課
(外国人技能実習機構委託)

TEL: 03-4306-1189(平日9時～17時)

<https://www.jitco.or.jp/>

【トピック3】10月1日(火)から最低賃金が順次改定されます

全都道府県の令和6年度地域別最低賃金額が決定しました。10月1日(火)から11月1日(金)にかけて、都道府県ごとに順次改定されます。

最低賃金は、年齢、パートやアルバイトなどの雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されますので、使用者も労働者の皆さまも、最低賃金額や発効日の確認をお願いします。

【各都道府県の改定額と発効年月日はこちら】

地域別最低賃金の全国一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/minimumichiran/index.html

【最低賃金に関する特設サイトはこちら】

必ずチェック 最低賃金 使用者も労働者も

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ】

都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

【トピック4】配偶者手当の見直しや職務給導入等について解説します

厚生労働省は、企業における配偶者手当の見直しや職務給の導入メリットについて解説した動画を公開しています。

配偶者手当と賃金制度の見直しを検討されている企業の皆さまは、ぜひ一度ご覧ください。

■配偶者手当の見直し

～熾烈な人材獲得競争に向けて①～

<https://www.youtube.com/watch?v=w6gihlu3uY>

■個々の企業の実態に応じた職務給の導入メリット

～熾烈な人材獲得競争に向けて②～

<https://www.youtube.com/watch?v=3VrvCYypuiI>

■職務給の導入手順

<https://www.youtube.com/watch?v=YZQGVtf4rxw>

配偶者手当と賃金制度の見直しセミナーも随時開催しています。
開催日や申し込み等については、以下のウェブサイトをご確認ください。

【詳細はこちら】

http://www.langate.co.jp/haigu_syokumu/index.html

【トピック5】労働契約等解説セミナー2024 イベントを開催します

厚生労働省は、「労働契約等解説セミナー2024」イベントを開催します。

イベントでは、労働契約等に関するルールを広く理解し、労使ともに安心して働くことのできる環境づくりに役立てていただくことを目的として、最新の法令改正や、実際に企業で実施されている労務管理に関する先進的な取り組み事例などを紹介します。

労働契約や関連する制度に関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

【「労働契約等解説セミナー2024」イベント】

・開催日時:10月11日(金) 13:00～14:30

・会場:渋谷QWS スクランブルホール

・プログラム:

①本事業アンバサダー 宇賀なつみ氏の紹介

②労働契約に関する最新の法令改正等について説明

③労務管理、無期転換ルール、副業・兼業等の先進企業によるトークセッション

・対象:事業主・人事労務担当者や労働者(パート、アルバイト含む)の皆さまはもちろん、どなた

でもご参加いただけます。

・定員:先着 100 名(事前予約制)

【申し込み・詳細】

労働契約等解説セミナー2024

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp/event.html>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2024」運営事務局

株式会社読売エージェンシー(委託先)

TEL: 03-5226-9919(受付時間:平日 10 時~17 時)

【トピック6】職場のメンタルヘルス対策に関する研究プロジェクト(M-ORION Project)にご参加いただける企業を募集しています

昨今、健康経営など組織の生産性向上への効果を期待する観点から、職域における心の健康の保持増進が進められるようになりました。しかしながら、メンタルヘルスサービスの有効性に関する評価手法・指標は未だ確立していません。そこで、これらのエビデンスを構築するために、北里大学医学部公衆衛生学は、経済産業省による日本医療研究開発機構事業(※)を通じた産学連携プロジェクトにおいて実証研究を計画しています。

※採択事業:令和 3 年度「認知症等対策官民イノベーション実証基盤整備事業(職場等での心の健康の保持増進を目指した介入のエビデンス構築)」

そこで現在、職場のメンタルヘルス対策に関する研究プロジェクトにご参加いただける企業を募集しています。研究に参加いただくと、御社で行われるストレスチェックに合わせて、最先端の介入プログラムを無料で利用できます。プログラム提供は、職場のメンタルヘルスの研究を長年実施してきた日本でトップレベルの研究チームが担当します。プログラム提供は 2025 年 2 月から開始予定です。

参加は、事業場、あるいは部署・チーム単位で受け付けていますので、ぜひご検討ください。

■M-ORION Project の紹介動画

<https://www.youtube.com/watch?v=jD96Vi422Xc>

【詳細・申し込み】

研究参加のお申し込みは、こちらのウェブサイトからご連絡ください。

<https://sites.google.com/altpaper.net/m-orion>

【お問い合わせ】

M-ORION Project 事務局

〒113-0034 東京都文京区湯島 4 丁目 1 番 11 号 南山堂ビル 3F

(株式会社情報基盤開発 内)

TEL: 03-3868-2770

MAIL: joint21@altpaper.net

【トピック7】11 月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」を実施

「過労死等防止対策推進法」では、国民の皆さまに広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることで過労死等とその防止に対する理解を深め、「過労死ゼロ」の社会を実現するために過労死等の防止に取り組むことが望まれます。

なお、「過労死等」とは、以下に当てはまる場合を言います。

- ・業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ・業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ・死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

■過労死等防止対策推進シンポジウムを開催

過労死等をなくすために、民間団体と連携して、11月を中心に 47 都道府県 48 会場(東京は 2会場)でシンポジウムを開催します。シンポジウムでは、講師に登壇いただき、働きすぎや職場のハラスメント等によって心身の健康が損なわれることを防止するための対策等を紹介し
ます。【事前申し込み制・参加無料】

また、インターネット会場も設置し、厚生労働省、過労死を考える家族の会、過労死弁護団からのメッセージ動画や、メンタルヘルスの専門家等による講演動画を配信します。

【過労死等防止対策推進シンポジウム特設サイト】

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

シンポジウムの詳細、お申し込み、インターネット会場へのアクセスはこちらのサイトから。

【お問い合わせ】

株式会社プロセスユニーク(委託先)

TEL: 0570-080-082 ※受付時間 9:00~17:30(月~金)

■過重労働解消キャンペーン

「過労死等防止啓発月間」中は、「過重労働解消キャンペーン」として、セミナーの開催や、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

・過重労働解消のためのセミナー

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～1月に、オンラインまたは会場開催により、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。【参加無料・どなたでも参加可能】

【過重労働解消のためのセミナー特設サイト】

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

・過重労働解消相談ダイヤル設置(無料)】

「過労死等防止啓発月間」中は、「過重労働解消キャンペーン」の一環として、「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

11月2日(土)を特別労働相談受付日とし、特別労働相談を実施します。この相談ダイヤルでは、過重労働をはじめとした労働問題全般にわたる相談を受け付けており、労働基準関係法令の考え方の説明や、労働基準関係法令違反が疑われる事業場に関する情報の受理など、相談内容に合わせた対応を行います。また、今年度はLINE相談も実施します。

【過重労働解消相談ダイヤル】

相談対応日時:11月2日(土)9:00~17:00

TEL: 0120-794-713(なくしましょう 長い残業)

【過重労働解消キャンペーン特設サイト】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

11月1日(金)～7日(木)(日・月を除く)を過重労働相談受付集中週間とし、全国の都道府県労働局・労働基準監督署等の相談窓口で、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。下記相談窓口でも労働相談を受け付けているので、労働条件でお悩み等がありましたらお問い合わせください。

【最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署(平日8:30～17:15)】

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

【労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業)】

平日夜間、土日・祝日に、労働条件に関する相談を無料で受け付けています。

TEL: 0120-811-610(はい！ 労働)

相談対応時間: 月～金 17:00～22:00、土・日・祝日 9:00～21:00

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

【過労死等を防止するための事業主・労働者の取り組み、相談窓口、過労死等について】

過労死等防止に関する特設サイト(11月に令和6年版を公開予定)

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/karoushizero/index.html

【トピック8】「中小企業退職金共済制度」のご案内

退職金による確かな未来づくりで会社をもっと元気に

「中小企業退職金共済制度」をご存じですか？

この制度は、中小企業に退職金制度を導入することで、従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図る国の制度で、一般の「中小企業退職金共済制度」と「特定業種退職金共済制度」があります。運営は、厚生労働省所管の独立行政法人勤労者退職金共済機構が行い、国による掛金助成もあります。

企業の魅力を高め、優秀な人材を確保するために、「中小企業退職金共済制度」を活用してみませんか。

■制度の種類と対象者

- ① 一般の「中小企業退職金共済制度」(主に常時雇用される従業員が対象)
- ②「特定業種退職金共済制度」(建設業、清酒製造業、林業の期間雇用者が対象)

■制度活用のメリット

- ・「安心」 法律に基づく国の制度です。
- ・「有利」 掛金は全額非課税、掛金の一部を国が助成、手数料不要です。
- ・「簡単」 加入手続きや掛金管理も手間いらずです。

【「加入してよかった！」喜びの声はこちら】

中小企業退職金共済事業本部 加入者の声(お便りコーナー)

<https://chutaikyo.tais yokukin.go.jp/kentou/voice/>

建設業退職金共済事業本部 制度について 加入企業・受給者の声

<https://www.kentaikyo.tais yokukin.go.jp/seido/seido09.html>

① 一般の「中小企業退職金共済制度」

[加入できる企業]

常用従業員数または資本金・出資の総額のいずれかが以下の範囲内の企業

- ・一般業種(300 人以下または 3 億円以下)
- ・卸売業(100 人以下または 1 億円以下)
- ・サービス業(100 人以下または 5,000 万円以下)
- ・小売業(50 人以下または 5,000 万円以下)

[掛金月額の選択]

- ・5,000 円から 30,000 円までの 16 種類から従業員ごとに選択可
- ・短時間労働者は 2,000 円、3,000 円、4,000 円の特例掛金月額も選択可

[通算制度]

解散存続厚生年金基金、特定退職金共済事業を廃止した団体、合併等に伴う企業年金(確定給付企業年金「DB」・確定拠出年金「企業型 DC」)との間の資産移換もできます。

「中小企業退職金共済制度」に関する無料相談・説明会をオンラインで開催していますので、ご加入を検討中の方や、退職金制度の新規導入などをお考えの方は、ぜひご利用ください。

【中小企業退職金共済制度の詳細はこちら】

中小企業退職金共済事業本部

<https://chutaikyo.tais yokukin.go.jp/>

無料相談・オンライン説明会等

<https://chutaikyo.tais yokukin.go.jp/kentou/soudan/>

② 特定業種退職金共済制度

[加入できる事業主]

・建設業

建設業を営むすべての事業主

総合、専門、職別、元請、下請、日本法人、外国法人の別を問わず、専業でも兼業でも、また、建設業法の許可を受けているか否かにかかわらず、すべて加入できます。

・清酒製造業

清酒製造業(清酒・単式蒸留焼酎(本格焼酎・泡盛)・みりん2種)を営む方なら専業・兼業を問わず、すべて加入できます。

・林業

林業を営む方なら、専業・兼業を問わず、すべて加入できます。

※建設業、林業の一人親方の場合は、任意組合を作り、その任意組合を事業主とみなし、一人親方は任意組合に雇われた労働者とみなすことにより、制度を適用することができます。

[掛金]

・建設業 320 円

・清酒製造業 300 円

・林業 470 円

※すべて従業員ごと、1 日当たりの額です。

[業界全体の退職金制度]

労働者は、事業主が変わっても、制度に加入している事業主であれば、引き続き掛金を納付しってもらうことができます。

【特定業種退職金共済制度の詳細はこちら】

建設業退職金共済事業本部(建設業の方)

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

清酒製造業退職金共済事業本部(清酒製造業の方)

<https://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>

林業退職金共済事業本部(林業の方)

<https://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

【トピック9】「ろうきょうオンラインセミナー」の参加者募集中
第2回:10月23日(水) 第3回:11月 23 日(祝) 開催

「労働者協同組合」(略称:ろうきょう)は、労働者が出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事する新しい法人制度です。荒廃山林を整備したキャンプ場の経営、葬祭業、成年後見支援、家事代行、給食づくり、高齢者介護など、多様な事業分野で労働者協同組合を活用した新しい働き方が広がっています。また、副業・兼業や退職後の高齢期に生きがいを持って働く場所としても活用されています。

厚生労働省は、労働者協同組合の魅力と可能性を皆さまに知っていただくために、今年度に6回のオンラインセミナーを開催します。現在、第2回セミナーと第3回セミナーの参加者を募集中です。セミナーでは、労働者協同組合の設立や運営の実務を、初めての方にもわかりやすく事例を交えてご紹介します。

オンライン(Zoom)開催で全国から参加できますので、ぜひお申し込みください。【事前申し込み制・参加無料】

【開催概要】

[第2回] 10月23日(水)14:00~16:00

■第1部 ※第1部のみの参加も可能です。

- ・解説「事業計画・収支計画のポイント(出資金の考え方など)」
- ・事例紹介

労働者協同組合あるく(熊本県熊本市)

労働者協同組合かりまた共働組合(沖縄県宮古市)

■第2部 質問・相談会

【詳細・申し込みはこちら】

「知りたい！労働者協同組合法」第2回ろうきょうオンラインセミナー

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineSeminar_202402

※申し込み締め切り:10月18日(金)

[第3回] 11月23日(祝)14:00~16:00

・解説「労働者協同組合の労務管理(労働契約・就業規則等のポイント)」

・事例紹介

労働者協同組合ケアワーカーズわたすげ(北海道釧路市)

労働者協同組合まどり(北海道札幌市)

・参加者からの質問・相談

【詳細・申し込みはこちら】

「知りたい！労働者協同組合法」第3回ろうきょうオンラインセミナー

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineSeminar_202403

※申し込み締め切り:11月21日(木)

【トピック10】「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」オンラインで開催
10月、11月セミナー参加者募集中

「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」(厚生労働省委託事業)では、育児・介護休業法をはじめ、関連する法改正のポイント、男性育休や仕事と介護の両立事例などを交え、育休復帰支援プラン・介護支援プランの活用方法を紹介するセミナーを随時開催しています。【事前申込制・参加無料】

事業主や人事労務ご担当の皆さま、関心をお持ちの方はぜひご参加ください。

【オンライン開催日程】(Zoom ウェビナー)

仕事と育児の両立支援セミナー ※時間はすべて 14:00~15:00

・10月8日(火)

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241008

・10月15日(火)

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241015

・10月23日(水)

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241023

・10月25日(金)

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241025

・11月6日(水)

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241106

仕事と介護の両立支援セミナー

・10月9日(水)

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241009

【会場日程】

北海道キャリア形成・リスケリング支援センター共催 仕事と育児の両立支援セミナー

・10月4日(金)13:30～16:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241004

広島キャリア形成・リスケリング支援センター共催 仕事と育児の両立支援(伴走型)セミナー

・10月17日(木)13:00～16:30

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241017

岡山市共催 仕事と育児・介護の両立支援(伴走型)セミナー

・10月18日(金)13:30～17:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241018

前橋市共催 仕事と育児・介護の両立支援(伴走型)セミナー

・10月22日(火)13:30～16:45

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241022

福井市共催 仕事と育児・介護の両立支援(伴走型)セミナー

・11月7日(木)13:30～17:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241107

小浜市共催 仕事と育児・介護の両立支援(伴走型)セミナー

・11月8日(金)13:30～17:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241108

群馬キャリア形成・リスキリング支援センター共催 仕事と育児の両立支援(伴走型)セミナー

・11月12日(火)13:30～16:10

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241112

横浜市共催 仕事と育児の両立支援(伴走型)セミナー

・11月15日(金)13:00～17:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241115

※「伴走型セミナー」とは

参加企業様のお隣に、ひとりずつ両立支援プランナーが着席します。

疑問点や課題などを相談しながら受講することができます。

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

TEL: 03-5542-1740

【トピック11】10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にもつながる年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者のさまざまな事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する年次有給休暇の時間単位付与制度(※2)の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、これらの導入をぜひご検討してみてくださいはいかがでしょうか。

活用については、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧くださいか、お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

※1 年次有給休暇の付与日数のうち、5 日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

※2 年次有給休暇の付与は原則 1 日単位ですが、労使協定を締結すれば年 5 日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

【詳細はこちら】

年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

【トピック12】第 62 回技能五輪全国大会を開催します
青年技能者たちが「技」の日本一の座を競います

厚生労働省と中央職業能力開発協会は、次代を担う青年技能者が「技」の日本一の座を競い合う「第 62 回技能五輪全国大会」を、11 月 22 日(金)から 25 日(月)まで開催します。

2028 年に日本・愛知で開催予定の第49回技能五輪国際大会競技会場でもある、愛知県国際展示場(Aichi Sky Expo)をメイン会場とし、計 13 会場で開催します。

今後の日本の経済・産業の発展を担う青年技能者達が真剣に競技に挑む様子をぜひご覧いただきたく、多くの皆さまのご来場をお待ちしています。なお、大会の様子は、[WorldSkills.jp](https://worldskills.jp) でライブ配信も行います。

大会日程:2024 年 11 月 22日(金)～25 日(月) ※一部職種は先行して実施

競技会場:愛知県国際展示場(Aichi Sky Expo)など 13 会場

参加者数:約 980 名(見込み)

競技職種:41 職種

※大会の結果は、11 月 25 日(月)14 時に厚生労働省のウェブサイトで公表予定

【第 62 回技能五輪全国大会の詳細はこちら】

javada.or.jp/jigyou/gino/zenkoku/index.html

【再掲】-----
【トピック13】建設業・ドライバーなどの時間外労働の上限規制が適用されています「働き方改革」について、PR 動画やポータルサイトで情報発信中

4月から、建設業で働く方、トラック、バス、タクシードライバー、医師の皆さまに時間外労働の上限規制が適用されています。働き方を変えるためには、仕事を依頼する私たちも変わっていかねばなりません。

厚生労働省は、労働環境を改善するため、業界が抱える課題や、国民の皆さまにもご協力いただきたいことを、「くらし、はたらき、ともにススめ」というかけ声とともに、広く伝える活動をしています。

その活動の一環として、国土交通省と連携の上、俳優の小芝風花さんを起用した PR 動画「はたらきかたススめ」シリーズを作成し、さまざまなメディアで発信しています。

【PR 動画：はたらきかたススめシリーズ】

ショート版(30秒)<https://www.youtube.com/watch?v=lVzm-abWkZY>

ロング版(3分20秒)https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLvJuNU

トラック編(4分15秒)<https://www.youtube.com/watch?v=6SAGDIIfCSUA>

バス編(4分)<https://www.youtube.com/watch?v=8bwHdRwH7fM>

建設業編(2分40秒)<https://www.youtube.com/watch?v=y5PSPVGOA3s>

4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえて「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」をリニューアルしました。厚生労働省は、引き続き国土交通省とも連携し、取引環境や労働時間の改善に努めていきます。

皆さまのご理解、ご協力のほど、よろしくお願いします。

【詳細はこちら】

建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制特設サイト はたらきかたススめ

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

【再掲】-----
【トピック14】「多様な正社員」制度の導入・改定をコンサルタントが無料でサポート
します

厚生労働省は「多様な正社員」制度の普及促進のため、「多様な正社員」制度の導入や見直しを検討している企業へのコンサルティング支援を行っています。【無料】

「多様な正社員」とは、職務内容、勤務地、労働時間などが限定された正社員をいいます。

人事労務に関する専門知識を持ったコンサルタント(社労士等)が全国どの企業にも無料で伺います。オンライン(ウェブ会議形式を含む)で支援を受けることもできます。

- ・多様な正社員の活用ケース
- ・転勤やフルタイム勤務が困難な各自の事情に合わせて、雇用の期間の定めがなく能力を活かせる働き方を用意したい。
- ・職務を高度な専門分野に限定して、特定の業務を行うプロフェッショナル人材を雇用したい。
- ・有期雇用労働者の無期転換後の処遇として「多様な正社員」を活用したい。

・支援概要

対象:「多様な正社員」制度の導入もしくは見直しを検討している企業

費用:無料

期間:2025 年2月まで

実施方法:対面またはオンライン(ウェブ会議等)

回数:1社あたり4～6回程度

内容:

- ・人事管理上の課題等の把握や多様な正社員の活用方針の整理
- ・導入する「多様な正社員」の格付けや待遇等の検討
- ・「多様な正社員」制度導入に向けた就業規則等の改訂の検討

【詳細・お申し込みはこちら】

「多様な正社員」制度導入支援等事業 特設サイト

<https://tayounaseishainseido.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ】

令和6年度「多様な正社員」制度導入支援等事業事務局

(委託先:PwC コンサルティング合同会社)

TEL: 03-6257-0785

E-mail: jp_cons_tayounaseishain-mbx@pwc.com

【再掲】-----
【トピック15】事業主の皆さまへ 「『働き方改革』わが社の実践記録」を募集しています

厚生労働省では、中小企業において、過去5年間の中で働き方改革に関する課題に取り組み、一定の成果を上げた事例を募集しています。

応募いただいた事例のうち 5 つ程度は「働き方改革特設サイト」に掲載し、他社の取り組みの参考とさせていただきます。

御社自身の取り組みを広くアピールすることにもつながると考えていますので、ぜひ積極的にご応募ください。

【募集対象や応募方法などの詳細はこちら】

「『働き方改革』わが社の実践記録」の募集について

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/zenkoku/>

※応募期限を10月末までに延長しました。

【再掲】-----
【トピック16】今年度の「仕事と育児・介護の両立支援
全国の仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援が受けられます

円滑な育休取得や介護と両立できる職場づくりについて、社労士などの資格をもつ専門家

が、貴社の実情やニーズをお聞きし、個別にご支援します。
全国どこでも、訪問またはオンラインにて無料で支援を受けられます。

【無料個別支援のお申し込み】

「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」公式ホームページ無料支援のご案内

育児 <https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/>

介護 <https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/>

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

TEL: 03-5542-1740